

Monthly Report

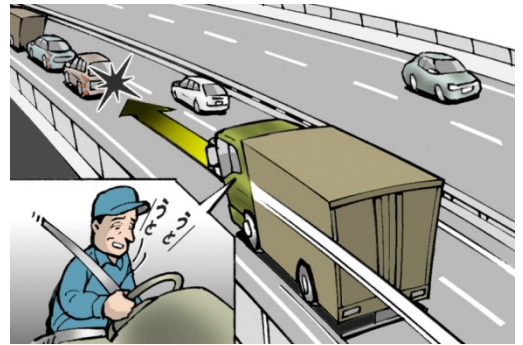
2016年6月号

特集

「近年の法改正」

最近、社会的に大きく取り上げられる交通事故が絶えず、悪質・危険な運転に対する罰則は強化される傾向にあります。

下表に近年の法令改正を掲げましたので、法令の理解と遵守にご活用下さい。



1. 過去の主な法令改正

ドライバーの皆様へ、危険運転への罰則が厳しくなっていることはご存知だと思いますが・・・

交通事故・違反を引き起こすと、刑事処分・行政処分・民事処分が科せられます。処分の内容、科せられる刑罰などを確認するとともに、事故を起こすことのリスクを認識しましょう。

最近の改正点を整理しましたので、ご確認ください。

施行年月	法令	主な改正点
平成27年6月	道路交通法	自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備
平成26年9月	道路交通法	環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備
平成26年6月	自動車運転死傷行為処罰法	一定の病気等に係る運転者対策の推進 悪質・危険運転者対策
平成25年12月	道路交通法	無免許運転及び無免許運転幫助行為等に対する罰則の強化 自転車利用者対策の推進に関する規定の整備 外国運転免許証制度に関する規定の整備
平成24年4月	道路交通法	矢印信号に関する規定の整備 聴覚障害者が運転できる車両の種類の拡大 運転経歴証明書に関する規定の整備

道路交通法の改正のポイント、全日本交通安全協会 <http://www.jtsa.or.jp/new/koutsuhou-kaisei.html> (7月7日：2016-05-18) より当社作成



2. 裁判例

交通事故を起こした場合、運転者は刑事上、行政上、民事上の責任を負うこととなります。このうち、行政上、民事上の責任は、運転者のみならず、その使用者である企業に及ぶことがあります。

◆平成23年4月、栃木県鹿沼市で、運転者はてんかんの持病を有していた

【判決要旨】 *1 宇都宮地方裁判所 平成23年12月19日判決 *2 宇都宮地方裁判所 平成25年4月24日判決

運転者は自動車の運転を差し控えるべき注意義務を怠ったとして、自動車運転過失致死傷の罪で懲役7年の刑事処分を受けた*1。また、民事裁判では、運転者本人と勤務先だけでなく、運転者と同居していた母親についても運転を回避するための措置を執るべき法的義務を負っていたとして、母親を含めた3者に対して損害賠償が命ぜられた*2。

◆平成24年4月、京都府亀岡市で当時18歳の少年が無免許運転

【判決要旨】 *3 大阪高等裁判所 平成25年9月30日判決

運転者は無免許運転の経緯や動機および居眠り運転とその経緯等を踏まえ、自動車運転過失致死傷の罪で懲役5年以上9年以下の刑事処分を受けた*3。なお、運転者が無免許と知りながら事故車両を運転者に貸した少年（所持者）には罰金刑が、同乗者には無免許運転ほう助の罪で実刑判決が言い渡された。

◆会社員男性の運転する自転車が、歩道上の人混みに高速度で突っ込む

【判決要旨】 *4 大阪地方裁判所 平成15年2月20日判決

女性は右大腿頸部内側を骨折し、後遺障害等級8級7号

危険性の高い走行とされ無謀運転の自転車運転者の過失は100%

損害として、約2,108万円を認容した*4

また、会社員が取引先に書類を届ける途中に起こした事故であったので、雇い主である企業の使用者責任が認められて賠償責任を負った。



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
ホームページ <http://www.sjnk.co.jp>

時間に余裕をもって、
「お・も・い・や・り」のある運転を！
みなさまの無事故を願っております。

エヌエスサービス（株）一同